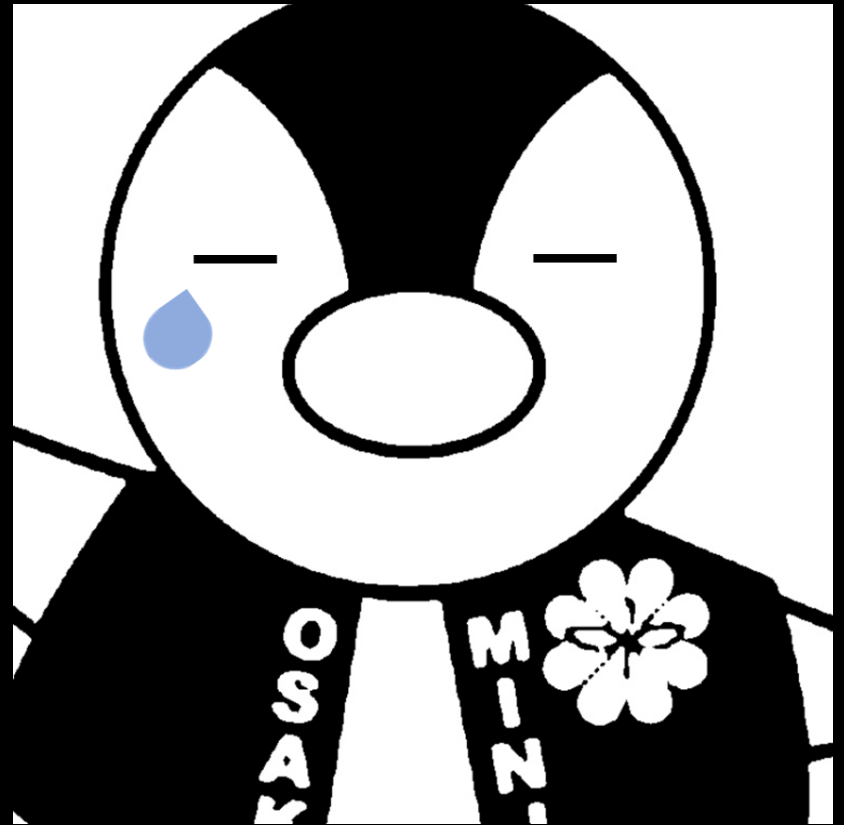


民生半端 無いって



民生委員・児童委員、
半端ないってもお！
アイツら半端ないって！！
今ミンジーおるのに
新キャラ募集するもん…
そんなんできひんやん普通、
そんなんできる？
言っというてや、できるんやったら…

応募や、もう全員応募や。

民生委員・児童委員とは

地域住民の立場に立って地域の福祉を担う**ボランティア**です。
民生委員・児童委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。**給与の支給はなく、ボランティアとして活動している**もので、任期は3年です。（再任可）
市町村に設置された民生委員推薦会によって都道府県知事に推薦され、都道府県知事は都道府県に設定された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後に厚生労働大臣に推薦、厚生労働大臣が委嘱します。

歴史・伝統

〈民生委員制度のはじまり〉

民生委員制度は大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まります。翌大正7年には**大阪で「方面委員制度」が発足**し、昭和3年に方面委員制度が普及しました。

いずれも生活に困窮する人々を救うことから始まった制度で、その後、今日に至るまで様々な理由で生活上の課題を抱える人々の支えとなってきました。

また、児童委員制度は、終戦直後の昭和22年の児童福祉法公布と同時に創設され、民生委員が児童委員を兼ねています。



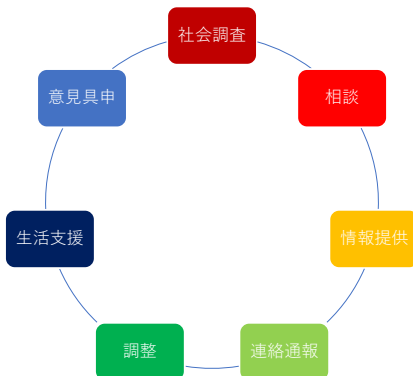
民生委員の父、林市蔵
大阪府社会福祉協議会HPより

7つのはたらき

民生委員・児童委員は、公私の様々な関係者・機関と連携しつつ、課題を抱える住民の相談・支援、地域福祉の推進にあたっており、大きく「**7つのはたらき**」があります。

「7つ」とは、①社会調査 ②相談 ③情報提供 ④連絡通報 ⑤調整 ⑥生活支援 ⑦意見具申です。

地域住民の一員である民生委員・児童委員だからこそ、地域社会や生活する人々の実情を踏まえた相談支援活動や福祉の仕組みづくりの提供を行うことができます。



ここがハンパない！ ～民生委員・児童委員の魅力～

魅力①地域の人々との距離が近い
魅力②いつも気にかけてくれる地域のお助けマン
魅力③市と地域を繋いでいる

民生委員・児童委員って何をしているの？

○見守り活動

地域の一員として、お年寄りや障がいのある方の見守りやお手伝い、子どもたちへの**声かけ**をしています。

○相談と連携

子育てや病気の悩み、お金の悩みなど、様々な生活上の心配ごとの**相談**に応じます。そして、相談内容に応じて、**地域の専門機関へ繋げます**

民生委員・児童委員には誰にも言うてはいけない守秘義務があるから、相談内容がほかの人に知られる心配はないよ。

